

平成 25 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社グッドマン
代表者名 代表取締役社長 余語 岳仁
(JASDAQ・コード 7535)
問合せ先
管理統括本部長 半田 知久
電話 052-269-5300

定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 20 日に、第 38 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社の普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を招集し、本定時株主総会に第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、第 2 号議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」、第 3 号議案「全部取得条項付種類株式の取得の件」及び第 4 号議案「取締役の員数に係る定款一部変更の件」をそれぞれ付議し、本種類株主総会に第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び第 2 号議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を付議することを決議し、本定時株主総会において、第 1 号議案ないし第 3 号議案が全て原案どおり承認可決され、かつ本種類株主総会において、第 1 号議案及び第 2 号議案が承認可決されることを条件として、定款の一部変更により当社普通株式を全部取得条項付種類株式に変更のうえ、これを全て取得することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社普通株式は、上記手続の過程において、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当するおそれがあります。これらの事由により、当社の普通株式は、平成 25 年 6 月 20 日から平成 25 年 7 月 22 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 25 年 7 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所 J A S D A Q スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意下さいますようお願いいたします。

記

I. 本普通株式全部取得手続きのための当社の定款の一部変更について

当社は、平成 25 年 6 月 20 日に、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催し、次のとおり議案を付議して、当社定款の一部変更を行います。

1. 本定時株主総会第 1 号議案及び本種類株主総会第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」

(1) 提案の理由

平成 25 年 3 月 9 日付当社プレスリリース「ニプロ株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、ニプロ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、平成 25 年 1 月 25 日から平成 25 年 3 月 8 日まで、当社の普通株式、A 種優先株式及び本新株予約権に対して行った公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、公開買付者は、平成 25 年 3 月 15 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 5,892,774 株（平成

24年9月30日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合は54.16%)、A種優先株式94,000株を所有するに至りました。また、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)が、その所有に係る当社普通株式4,008,000株(平成24年9月30日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合は36.84%)につき、本公開買付けに応募しなかったこと、また、公開買付者は保有するA種優先株式94,000株の転換を行い当社普通株式1,293,332株を取得する予定があり、本定時株主総会及び本種類株主総会開催日時点において、公開買付者及び伊藤忠商事は、合計して当社普通株式11,194,106株を所有することが見込まれております。ただし、公開買付者によるA種優先株式の転換日が、本総会の基準日以降であるため、新たに取得する当社普通株式1,293,332株には本総会の議決権はございません。よって、公開買付者及び伊藤忠商事の本総会に議決権を有する当社普通株式の当社の総株主の議決権の数に対する割合は90.99%となります。

公開買付者は、平成25年1月24日付公開買付者のプレスリリース「株式会社グッドマン株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、公開買付者としては、循環器関連製品の領域において強力なブランド力を有する当社とともに、開発、製造及び販売における両社の経営資源を統合的かつ効果的に活用することによって、両社の事業展開におけるシナジーを發揮でき、国内の循環器関連製品における地位を盤石なものにできると確信しており、当社において機動的な経営判断を行い、こういった事業展開を推進するためには、公開買付者と伊藤忠商事の傘下で当社を非公開化することが最善であると考え、本公開買付けを実施いたしました。また、公開買付者は、かかる目的を達成するために、当社の定款の一部変更等を含む一連の手続(以下「本非公開化手続」といいます。)を行うことを企図しています。なお、本公開買付けの結果、公開買付者が本公開買付けに際して設定した非公開化手続移行基準(平成25年1月24日付公開買付者のプレスリリース「株式会社グッドマン株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」1.(1)「本公開買付けの概要」に記載)は満たされています。

当社といたしましても、平成25年1月24日付当社プレスリリース「ニプロ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明についてのお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、独立した第三者算定機関であるみずほマネジメントアドバイザー株式会社から取得した株式評価報告書及び当社のリーガルアドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業からの助言を踏まえつつ、本公開買付けにより当社を公開買付者の連結子会社とするとともに、当社の株主を公開買付者及び伊藤忠商事のみとする当社の非公開化を行うための一連の取引(以下「本取引」といいます。)に関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを含む本取引を通じて公開買付者が当社株式を取得すると同時に、当社が公開買付者のグループ会社となり公開買付者との堅固な協業体制を構築することで、今後の当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現が可能であることから、当社として最善の選択肢であるとの判断に至りました。

このため、当社は、公開買付者の要請に基づき、本定時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、以下の方法により、本非公開化手続を実施することといたしました(以下の①から③までを総称して、「本定款一部変更等」といいます。)

- ① 当社の定款の一部を変更して、当社において、従前の普通株式及びA種種類株式に加えて、下記(2)記載の定款変更案第2章の3に定める内容のB種種類株式を発行する旨の定款変更を行うこととします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じです。)を付加する旨の定款変更を行います。なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、

以下「全部取得条項付種類株式」といいます。なお、全部取得条項付種類株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに、B種種類株式を0.0000082336株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものとします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の株主様（ただし、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付種類株式1株につきB種種類株式を0.0000082336株の割合をもって交付いたします。なお、公開買付者及び伊藤忠商事以外の本件株主様に対して取得対価として交付されるB種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるB種種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

上記③の手續の完了により、公開買付者及び伊藤忠商事のみが当社の株主となる予定です。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手續のうち上記①を実施するものであります。

具体的には、当社の定款の一部を変更して、B種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。本議案においては、以下の定款変更案に定める内容のB種種類株式を設けるとともに、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会において本議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本議案と同内容の定款変更議案が原案どおり承認可決されることでその効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、2,700万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>2,700万株</u>とし、A種優先株式の発行可能種類株式総数は、100万株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、2,700万株とし、<u>このうち</u>普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>2,500万株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は、100万株、<u>B種種類株式の発行可能種類株式総数は、100万株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>普通株式の</u>単元株式数は、100株とし、<u>A種優先株式及びB種種類株式の</u>単元株式数は<u>1株</u>とする。</p>
<p>第2章の2 A種優先株式</p> <p>(A種優先配当金)</p> <p>第11条の3 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株</p>	<p>第2章の2 A種優先株式</p> <p>(A種優先配当金)</p> <p>第11条の3 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株</p>

<p>式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）<u>及び普通株式の登録株式質権者</u>（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、次項に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主<u>及び普通登録株式質権者</u>に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）<u>又は普通株式の登録株式質権者</u>（以下「普通登録株式質権者」という。）<u>及びB種種類株式を有する株主</u>（以下「B種種類株主」という。）<u>又はB種種類株式の登録株式質権者</u>（以下「B種登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、次項に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主<u>又は普通登録株式質権者及びB種種類株主又はB種登録株式質権者</u>に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。</p> <p>④ (現行のとおり)</p>
<p>(残余財産の分配) 第11条の4 当会社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株あたり、次項及び第3項に定める金額を支払う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>(残余財産の分配) 第11条の4 当会社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者<u>及びB種種類株主又はB種登録株式質権者</u>に先立って、A種優先株式1株あたり、次項及び第3項に定める金額を支払う。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2章の3 B種種類株式</p>

	<p><u>(残余財産の分配)</u> <u>第11条の11 当会社の残余財産を分配するときは、</u> <u>B種種類株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種種類株式1株につき1円（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。B種種類株主又はB種登録株式質権者に対してB種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、B種種類株主又はB種登録株式質権者は、B種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
(新 設)	<p><u>(譲渡制限)</u> <u>第11条の12 B種種類株式の譲渡による取得には、</u> <u>当会社の取締役会による承認を要する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(議決権)</u> <u>第11条の13 B種種類株主は、株主総会において議決権を有する。</u></p>

2. 本定時株主総会第2号議案及び本種類株主総会第2号議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」

(1) 提案の理由

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち上記②を実施するものであります。すなわち、本定時株主総会第1号議案並びに本種類株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加してこれを全部取得条項付種類株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに、本定時株主総会第1号議案及び本種類株主総会第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるB種種類株式を0.0000082336株の割合をもって交付する旨の定款変更を行うものであります。

具体的には、本定時株主総会第1号議案及び本種類株主総会第1号議案による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第6条の2を新設するものであります。本議案が本定時株主総会及び本種類株主総会においてそれぞれ承認され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付種類株式となります。

なお、本議案に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式買取請求に係る会社法第116条及び第117条の規定がありますが、本定時株主総会において第1号議案ないし第3号議案が原案どおり承認可決され、かつ本種類株主総会において議案が原案どおり承認可決された場合、本定款一部変更等の一連の手続のうち上記③の効力が発生することに伴い、会社法第117条第2項に基づく申立てが申立適格の喪失により不適法となる虞がありますので、ご留意ください。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、本定時株主総会において第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本議

案と同内容の定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成 25 年 7 月 26 日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

第 1 号議案による変更後の定款	追加変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p style="text-align: center;"><u>(全部取得条項)</u></p> <p><u>第 6 条の 2 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u></p> <p><u>② 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき B 種種類株式を 0.0000082336 株の割合をもって交付する。</u></p>

II. 全部取得条項付種類株式の取得について

上記「I. 1. (1) 提案の理由」においてご説明申し上げておりますとおり、当社は、本定款一部変更等を行うことにより、本非公開化手続を実施いたしたいと存じます。

本定時株主総会第 3 号議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち③を実施するものであり、当社は、会社法第 171 条並びに本定時株主総会及び本種類株主総会の第 1 号議案及び第 2 号議案による変更後の定款に基づき、本定時株主総会の承認を得て、当社が本件株主様から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、次のとおり、取得対価として、上記変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社 B 種種類株式を交付し、当社 B 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に関し、1 株未満の端数処理を行います。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会に先立って当該議案に反対する旨を当社に通知し、本定時株主総会において当該議案に反対した株主様及び本定時株主総会において議決権を行使することができない株主様は、会社法第 172 条の定めに基づき、裁判所に対して取得価格の決定の申立てを行うことができるものとされております。

1. 全部取得条項付種類株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条並びに上記変更後の定款に基づき、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、取得日（下記 (2) において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本件株主様に対して、その所有する全部取得条項付種類株式 1 株につき、当社 B 種種類株式を 0.0000082336 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 25 年 7 月 26 日といたします。

(3) その他

全部取得条項付種類株式の取得の効力発生は、本定時株主総会第 1 号議案及び第 2 号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、及び本種類株主総会において、第 1 号議案及び第 2 号議案と同内容の

定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

2. 当社B種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関する1株未満の端数処理

上記のとおり、公開買付者及び伊藤忠商事以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社B種種類株式の数は、本非公開化手続が達成されるよう、1株未満の端数となる予定です。このように交付される当社B種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には金銭が交付されることとなります。

即ち、当社では、上記のように全部取得条項付種類株式の対価として本件株主様に交付することになる当社B種種類株式の1株未満の端数につき、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社B種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて本件株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社B種種類株式を公開買付者に対して売却することを予定しております。

この場合の当社B種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が所有する全部取得条項付種類株式の数に337円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が本件株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

III. 上場廃止について

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、大阪証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当するおそれがありますので、当社普通株式は、平成25年6月20日から平成25年7月22日の間、整理銘柄に指定された後、平成25年7月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場において取引することはできません。

IV. 当社の定款の一部変更について

1. 本定時株主総会第4号議案「取締役の員数に係る定款一部変更の件」

(1) 提案の理由

平成25年1月24日付当社プレスリリース「ニプロ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明についてのお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、ニプロ株式会社は、当社へ役員を派遣し経営の連携を推進するとともに、製造・営業拠点の統合及び一体的な事業展開の可能性について協議・検討を行っていく予定としております。今後、その過程で生じる経営課題に迅速に対応していくため、取締役会をスリム化し、会社経営の機動性を確保することを目的に、現行定款第18条（員数）につきまして、取締役の員数を8名以内から5名以内と変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会において本議案

が原案どおり承認可決された時点でその効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。

V. 本非公開化手続の日程の概要 (予定)

本非公開化手続の日程の概要 (予定) は以下のとおりです。

本種類株主総会の基準日設定公告	平成25年3月9日 (土)
本定時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成25年3月31日 (日)
本定時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成25年5月27日 (月)
本定時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成25年6月20日 (木)
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成25年6月20日 (木)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成25年6月20日 (木)
全部取得条項付普通株式の取得及びB種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成25年6月21日 (金)
当社普通株式の売買最終日	平成25年7月22日 (月)
当社普通株式の上場廃止日	平成25年7月23日 (火)
全部取得条項付普通株式の取得及びB種類株式の交付に係る基準日	平成25年7月25日 (木)
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成25年7月26日 (金)
全部取得条項付普通株式の取得及びB種類株式の交付の効力発生日	平成25年7月26日 (金)

VI. 支配株主との取引等に関する事項

上記「II. 全部取得条項付種類株式の取得について」に記載の全部取得条項付種類株式の取得 (以下「本取得」といいます。) は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めてはおりませんが、支配株主との取引に係る取引条件については、その取引内容及び条件の公正性を担保するために必要な措置を講じ、取締役会において慎重な検討を行い、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。

当社は、本公開買付け及び本非公開化手続の公正性を担保するための措置及び利益相反の回避等のための措置として、平成25年1月24日付当社プレスリリース「ニプロ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明についてのお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じた上で、本取得を含む本非公開化手続の実施を決定しており、本取得の対価として本件株主様に交付することになる当社B種類株式の売却金額については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が所有する全部取得条項付種類株式の数に337円 (本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格) を乗じた金額に相当する金銭が本件株主様に交付されるような価格に設定することを予定しています。

本日開催の当社取締役会における本取得を含む本定款一部変更等に関する議案の審議及び決議については、当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本取得を含む本定款一部変

更等に係る議案を本定時株主総会及び本種類株主総に付議する旨を決議しており、また、当社の監査役全員が審議に参加し、当社取締役会が上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

また、当社取締役会は、上記決議に先立ち、公開買付者と利害関係を有しない当社の社外監査役（独立役員）である関矢勇氏に対し、当社取締役会による本取得の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を諮問しました。その結果、当社取締役会は、平成 25 年 5 月 27 日付で、①本取得には目的の合理性が認められること、②本取得の条件に公正性が認められること、並びに③本取得の決定に至る過程に公正性が認められること等を根拠として、当社取締役会による本取得の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする意見書を入手しております。

以 上